

仙台市ガス局規程第三号

仙台市ガス局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和八年三月三十一日

仙台市ガス事業管理者 佐野 直樹

仙台市ガス局事務決裁規程の一部を改正する規程

仙台市ガス局事務決裁規程（昭和三十二年仙台市ガス局規程第八号）の一部を次のように改正する。

現 行	改正後
<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十三 略]</p> <p>十四 <u>次長以上の職にある者の旅行命令</u>に関する事</p> <p>十五 [略]</p> <p>十六 予定価格一件五千万円以上の工事の変更に關すること (<u>次条第十号、第五条共通専決事項の項第八号</u>又は第六条共通専決事項の項第九号の規定による専決に係るものを除く。)</p> <p>[十七～二十一 略]</p> <p>二十二 一件五千万円以上の工事請負契約、委託（委任）契約又は物品売買契約の締結、変更(<u>次条第十六号、第五条総務部長専決事項の項第十一号</u>又は第六条財務課長専決事項の項第六号の規定による専決に係るものを除く。)及び解除に關すること</p> <p>[二十三～三十四 略]</p> <p>(次長専決事項)</p> <p>第四条の二 次長の専決に係る事項（以下「次長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>六 部長の職にある者の内国旅行命令に關すること</u></p> <p><u>七 部長の職以下の職にある者の外国旅行命令に關すること</u></p> <p>[八～十八 略]</p> <p>(部長専決事項)</p> <p>第五条 部長の専決に係る事項（以下「部長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>共通専決事項</p> <p>[一～四 略]</p> <p><u>五 課長の職にある者の内国旅行命令に關すること</u></p> <p>[六～十四 略]</p> <p>[略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第六条 課長（室長、所長及び工場長を含む。第八条において同じ。）の専決に係る事項（以下「課長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>共通専決事項（担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 <u>係長以下の職にある者の内国旅行命令に關すること</u></p> <p>[五～八 略]</p> <p>九 予定価格一件千万円以上一億円未満の工事の変更（変更後</p>	<p>(管理者決裁事項)</p> <p>第四条 次の各号に掲げる事項は、管理者の決裁を受けなければならない。</p> <p>[一～十三 略]</p> <p>十四 <u>外国旅行</u>に關すること</p> <p>十五 [略]</p> <p>十六 予定価格一件五千万円以上の工事の変更に關すること (<u>次条第八号、第五条共通専決事項の項第七号</u>又は第六条共通専決事項の項第九号の規定による専決に係るものを除く。)</p> <p>[十七～二十一 略]</p> <p>二十二 一件五千万円以上の工事請負契約、委託（委任）契約又は物品売買契約の締結、変更(<u>次条第十四号、第五条総務部長専決事項の項第十一号</u>又は第六条財務課長専決事項の項第六号の規定による専決に係るものを除く。)及び解除に關すること</p> <p>[二十三～三十四 略]</p> <p>(次長専決事項)</p> <p>第四条の二 次長の専決に係る事項（以下「次長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>[一～五 略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p><u>[削る]</u></p> <p>[六～十六 略]</p> <p>(部長専決事項)</p> <p>第五条 部長の専決に係る事項（以下「部長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>共通専決事項</p> <p>[一～四 略]</p> <p><u>[削る]</u></p> <p>[五～十三 略]</p> <p>[略]</p> <p>(課長専決事項)</p> <p>第六条 課長（室長、所長及び工場長を含む。第八条において同じ。）の専決に係る事項（以下「課長専決事項」という。）は、次のとおりとする。</p> <p>共通専決事項（担当課長にあつては、その主管する事案に係るものに限る。）</p> <p>[一～三 略]</p> <p>四 <u>内国旅行</u>に關すること</p> <p>[五～八 略]</p> <p>九 予定価格一件千万円以上一億円未満の工事の変更（変更後</p>

の設計金額と当初の設計金額（第四条第十六号、第四条の二第九号又は前条共通専決事項の項第七号の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額。以下この号において同じ。）との差額が当初の設計金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[十～二十三 略]

[略]

財務課長専決事項

[一～五 略]

六 一件千円以上一億円未満の工事請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十二号、第四条の二第十五号又は前条総務部長専決事項の項第九号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下この号において同じ。）との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[七・八 略]

[略]

の設計金額と当初の設計金額（第四条第十六号、第四条の二第七号又は前条共通専決事項の項第六号の規定による決裁を受けて設計金額を変更したものにあっては、その変更後の設計金額。以下この号において同じ。）との差額が当初の設計金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて工期を延長したものにあっては、その延長後の工期をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で工期を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[十～二十三 略]

[略]

財務課長専決事項

[一～五 略]

六 一件千円以上一億円未満の工事請負契約の変更（変更後の契約金額と当初の契約金額（第四条第二十二号、第四条の二第十三号又は前条総務部長専決事項の項第九号の規定による決裁を受けて契約金額を変更したものにあっては、その変更後の契約金額。以下この号において同じ。）との差額が当初の契約金額の三割に相当する額未満の場合又は延長した日数（これらの規定による決裁を受けて履行期間を延長したものにあっては、その延長後の履行期間をさらに延長した日数）の累計が四十日を超えない範囲内で履行期間を延長する場合に限る。）に関する事（重要なものを除く。）

[七・八 略]

[略]

附 則

この規程は、令和八年四月一日から施行する。

(ガス局総務部総務課)